

公園利活用トライアル事業支援業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

(R8.9.3 最終更新)

No.	質問日	質問内容		回 答
		項目	内容	
1	R8.9.1	仕様書 (企画提案用) 3 対象公園について	本事業は、トライアル暫定利用者からの提案に依存する部分が大きく、6公園すべてでトライアル事業ができることがないことも想定されますが、その認識で問題はございませんでしょうか。	ご認識のとおりです。 トライアル事業では、仕様書（企画提案用）の「3 対象公園」に記載の6公園を対象としますが、トライアル事業による暫定利用を希望する提案事業者からは、6公園のうち、任意の公園に対して提案してもらうことを想定しています。
2	R8.9.1	仕様書 (企画提案用) 5 業務内容について	暫定利用者からの提案を求める際に、使用可能エリアを設定することが重要だと考えています。したがって、区画を区切って募集要項を設定する方針で問題ございませんでしょうか。	県が別途公表しております「公園利活用トライアル事業実施要項（案）」（参考資料2）では、対象公園ごとの実施に関する条件（案）として、トライアル事業の対象エリアを設定しておりますが、当該実施要項（案）を踏まえた上で、より効果的かつ実現性の高い提案を行ってください。